

Title	金沢庄三郎著 言語に映じたる原人の思想
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.8 (1920. 8) ,p.1178(150)- 1180(152)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200801-0150

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

労働日の延長に對する衝動を、餘剩労働に對する人狼式の喝望を、我々はなまじく、亞米利加印度人に對する西班牙人の横行にも劣らぬ」と云ふ或る英吉利のマルティン経済學者が言つて居る(無制限な暴行の爲めに資本が遂に法令の鎖は縛られるようになった一部面に於て觀察した。そこで次に、労働力の吸ひ盡しが今日なほ無拘束であるか或は昨日までと同じか其何れかの若干生産部門に一瞥を投じよ) (四三六—三七頁)

We have hitherto considered the tendency to the extension of the working day, the were-wolfs hunger for surplus-labour in a department where the monstrous actions, no surpassed, says an English bourgeois economist, by the cruelties of the Spaniards to the American red-skins, caused capital at last to be bound by the chains of legal regulations. Now, let us cast a glance at certain branches of production in which the exploitation of labour is either free from fetters to this day, or was so yesterday. (p. 268)

原文四八頁二四〇

Was den Warenbesitzer namentlich von der Ware unterscheidet, ist der Umstand, dass ihr jeder andere Warenkörper nur als Erscheinungsform ihres eigenen Wertes gilt. Geborener Leveller und Zyniker steht sie

daher stets auf dem Sprunge, mit jeder anderen Ware, sei selbe auch angesetzt mit mehr Unannehmlichkeiten als Marthorne, nicht nur die Seele, sondern den Leib zu wechseln.

商品所有者を特に商品から區別だてるものは、商品に於て他の總ての商品は自身の價値の現象形態に過ぎない云ふ事情である。商品は生れながらの「マートン」黨であり、又皮肉屋であるので、單り其魂ばかりでなく肉體を他の總ての商品(マートン)以上に馳せよのびせよのびせよ)交換せよのびせよ待て構へて居る。(一〇八頁)

What chiefly distinguishes a commodity from its owner is the fact, that it looks upon every other commodity as but the form of appearance of its own value. A born leveller and a cynic, it is always ready to exchange not only soul, but body, with any and every other commodity, be the same more repulsive than Marthornes herself. (p. 97) (小泉信三)

金澤庄三郎著

「言語に映じたる原人の思想」

菊版一三六頁大體閣發行
定價貳圓八十錢

本書の目的とする所は其の表題の示すが如く、言語文字の形式音韻を通じて原人の思想を

闡明しやうとするのであるが、各種の言葉全般に亘つて試みたものではない。寧ろ著者が跋語に於いて示すが如く、我が國土に住するアイヌ人の研究が餘りに忽諸に附せられ殆ど我が國人の顧る所とならざるを慨して特に本書を公にせられたのではなからうか。即ち博士は人類文化の發達せざる時代——「無文の世若しくは記録以外の事蹟に溯らんとせば、言語を措きて最善の伴侶はあらざるべし。」(本書六頁)と断定し、考古學上言語の重要な所以を述べ、「此點に於て吾人は考古學上無二の好資料たるべき一族が帝國の北陲に在りて、其數漸く二萬、今や恰も湮滅に瀕しつつあるを見る。」(一二頁)となして居る。故にこゝにアイヌ語の研究に依つて比較文化史上何物をか齎らんとするのが大體に

於いて本書の趣意である。

博士は上述の目的を達せんとするに當つて本書を八つの章に分けて論じて居る。即ち宇宙觀、生死觀、人生觀、異人種觀、方位、家族、衣食、數詞の八つである。其の解釋は普通原始人に對して吾人の思考する所のものを一層裏書するに止まつて、アイヌ語研究の結果として特に新しき發見を原始人の研究に附加したと見らるべき所論は餘りない。

今博士が本書に於いて採らるゝ研究方法を見るに例へば其の宇宙觀に於いて支那を始めとして獨逸語英語露亞語梵語等の「天」の字の語源を示し、「アイヌ語にて天を kando と云ふは「高き所」の義なり。而して彼等は天を數層に分ちて nochiu-kando (星の天) hirara-kando (霧の天) などと呼び、其中最高なるを shir-nish-kando といふ、「眞の nish の天」の義なり。nish は大氣或

は雲の義とせらるれども、その原義はアイヌが天上にありと考へたる最高位の神靈を指せるものにして、恐らくは日の神なるべし。(二二八頁)の類である。蓋し言語學に通曉せらるる博士に依つてのみ始めて企て得る所であらう。

然し乍ら斯の如き研究方法が果して如何なる程度迄原人の思想風俗を闡明し得るか疑問である。云ふまでもなく斯の如き研究は生物學人類學經濟學等の援助を待つて始めて有力になり得るものである。單なる語源研究のみを以つてする時は所謂穿鑿好きの遊戯に化し去る虞がある。是は難きを望むことかも知れないが、若し博士にして更に上述の諸學の知識が豊富であつたならば、更に一層得る所が多かつたであらう。本書一讀後何となく物足りなさを感せしめるのは恐らくかゝる理由からではないであらうか。遮莫アイヌ語の研究が二三篇學の士を除きて

は、殆んどこれを顧るだにせず、知名の學者にしてなほ且つこの未開語の研究何の用かあらんと放言して憚らざる有様」なるに博士が特に此の困難なる研究を遂げ眞摯なる所産を公にせられたることに對し、吾人後進者は感謝の言葉を知らない。今後斯の如き研究の益々盛んに發表せられ次第に原始人の生活の闡明せられんことを渴望して止まない。博士の此の著述が動機となつて獨りアイヌ語に止まらず、同じく原始的種族の言語たる琉球語朝鮮語生蕃語等の研究公にせらるることを熱望するの餘り、敢て本書に對して妄評の筆を採つた次第である。

(野村兼太郎)

財部靜治著 國勢調査問題講話

四六判三五九頁
定價二圓二十錢
京都弘文堂書房

吾が國に於て、國勢調査の實施せらるゝのは今回が始めてある。けれども之れ關にする法律の發布せられたのは、既に明治三十五年のことであつた。この法律の發布當時に於ては、明治三十八年に第一回の國勢調査を行ひ、爾後各々十個年毎に一回、帝國の版圖内に、之れを繼續して行ふ計畫であつた。然しなから、豫定の三十八年には前年に勃發したる、日露戦争によつて、内外の國事多端の爲めに、之を施行するの餘裕なく、遂ひに延期の已むなきに至つた。故にこの法律は、三十八年二月に一度改正せられ、其の後、四十二年に再び實施の計畫が、稍々具體化されんとしたけれども、之れも中道

にして挫折し、實施の機會は、再び失はれてしまつた。かくの如くして、最初三十五年に發布せられたる法律は、最近大正七年に至るまで、十有幾年の長年月を、徒らに黑暗の裡に、過さなくてはならぬこととなつたのであつた。而して大正七年に至りて、漸やく再び光明に接するの機會を與へられ、今年十月一日に、愈々實施の運に立到つたのである。即ち大正七年五月に初めて勅令によりて臨時國勢調査局官制の成立を見、同年九月に施行令が發布せられ、次で翌八年五月には、施行細則に關する閣令、及び之れが取扱規定、心得等訓令の公布を見たのである。

かくの如きは、吾が國に於ける實施の遷延したる、外的事情の一端であるが、國勢調査には之が實施に就いて、國勢調査その物の有する、内的の困難が伴ふを免れぬ。即ち、第一には、